

富士川楽座「体験館どんぶら」リニューアル基本設計業務委託仕様書

1 業務の名称

富士川楽座「体験館どんぶら」リニューアル基本設計業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

富士川楽座「体験館どんぶら」は、開設から26年が経過し、設備の老朽化・陳腐化が著しいことから、施設のリニューアルを検討することが急務となっており、昨年度は実施計画の検討をコンサルタント業者に委託し実施している。本年令和8年度は、実施計画を元にした展示演出および建築の基本設計業務を本業務の目的とし委託する。

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

※別添富士川楽座「体験館どんぶら」リニューアル基本設計業務委託行程表案参照

4 履行場所

富士市岩淵1488-1 富士川楽座「体験館どんぶら」

5 支払限度額

37,900,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

6 富士川楽座「体験館どんぶら」概要

(1) 実施計画図 別紙のとおり

(2) 平面図 別紙のとおり

(3) 構造・規模 鉄骨造

富士川楽座 2階(一部3階)

床面積 594㎡（2階部分 540㎡+3階部分 54㎡）

(4) リニューアル対象面積 対象範囲は別紙平面図を参照

7 本業務内容

(1) 基本設計図の作成

実施計画で整理したゾーニング及び各コンテンツの必要機能・伝達手法・面積・仕様を具体化する。(法規制を遵守すること)

(提出図)

・表紙

・パース

- ・仕上げ表
- ・平面図
- ・天井伏図
- ・床伏図
- ・展開図
- ・造作、什器図
- ・電気設備図
- ・空調設備図
- ・防水区画図
- ・衛生設備図
- ・設備機器リスト
- ・総合図（設備プロット図）

（２）展示演出設計

（１）の基本設計図作成と併せて、シナリオ・演出・システム・什器等における構成および設計を行う。

（３）サイン・グラフィック計画

（１）の基本設計図作成と（２）の展示演出設計と併せて、施設内におけるサイン・グラフィックの計画を行う。

*施設名称については公募を予定。

（４）概算費用の算出

実施計画のイメージを実現するためのリニューアル費用についての設計概算を行う。

（５）工事スケジュールの作成

基本設計の実現に向けた工事期間概算を算出する。

（６）報告書の作成

上記をまとめた報告書の作成を行う。

（７）地域未来交付金申請支援

本市が地域未来交付金を申請するに際して必要な書類の作成等の支援を行う。

8 業務の実施方法

（１）業務の実施体制

- ア 受注者は、本業務の実施に必要な専門知識と実務経験を有し精通する者を配置し、委託期間内において円滑に本業務が実施できる十分な体制を確保すること。
- イ 受注者は、本業務の実施にあたり、業務責任者及び業務従事者等をもって、秩序正しく本業務を実施するとともに、本市の指示に速やかに対応すること。
- ウ 本業務の内容について、方向性やスケジュール等に変更が生じる場合は、本市と受注者で別途協議を行うとともに、受注者においてはこれらの変更に柔軟かつ的確に対応すること。
- エ 受注者が配置した業務責任者及び業務従事者等が本業務の遂行上著しく不相当と認めるときは、その理由を明示して受注者に変更を求めることができることとする。

(2) 本業務の実施に必要な専門知識と実務経験を有し精通する者について

一級建築士、技術士（建設、上下水道、衛生工学、環境の部門に限る）、建築積算士、建築設備士などのいずれか1つ以上の資格保有者の配置に留意すること。

(3) 提出書類

ア 受注者は、契約締結時に次の書類を提出すること。

(ア) 課、免税事業者届出書

(イ) 契約履行に係る誓約書

イ 受注者は、本業務の開始にあたり、次の書類を作成し、契約締結後7日以内（土日祝日を除く）に本市に提出して承認を受けなければならない。また、書類の提出後、その内容を変更する場合は、書面により本市に通知し、承認を得るものとする。

(ア) 受託業務着手届

(イ) 業務実施計画書

（業務の内容、実施方針、業務スケジュール（業務工程）等を記載）

(ウ) 業務実施体制計画書

（業務従事者等の配置を含めて、組織図・実施体制図等を記載）

(エ) 業務従事者・業務責任者選定書

（業務従事者・業務責任者の氏名・担当業務、経験年数、資格等を記載）

ウ 受注者は、本業務の完了時に次の書類を提出すること。

(ア) 業務報告書

エ 受注者は、成果品の引渡しを終了したときに次の書類を提出すること。

(ア) 業務委託目的物引渡書

9 成果品

受託者は次のとおり本業務の成果品を本市に納品すること。

(1) 成果品

ア 業務報告書 A4判：10部

イ 本業務において作成した資料等の電磁的記録媒体一式

(2) 納入場所

富士市産業交流部交流観光課

10 成果品の引渡し

ア 業務完了後に本市が実施する成果品の検査の合格をもって、全ての引渡しを終了するものとする。

イ 成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき事由による成果品の瑕疵が発見された場合、受注者は速やかに本市が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者の負担とする。

11 委託料の支払い

受注者は、全ての成果品の引渡しを終了したときは、本業務に係る委託料を請求するものとする。また、本市は、受注者からの請求を受けたときは、請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

12 その他の特記事項

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、本業務の一部再委託についても原則として認めない。ただし、あらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。また、本業務が終了した後についても同様とする。
- (4) 受注者は、個人情報の保護に関する法令等に基づき、本業務の遂行上知り得た個人情報の取扱いに十分留意し、漏洩、滅失の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。
- (5) 発注者は、本市において保有又は取得が可能な資料、データ等については、本業務を遂行する目的にのみ使用することを条件に、必要に応じて受注者に貸与又は提供する。
- (6) 受注者は、本市から貸与される資料について借用書を提出するとともに、資料の汚損、滅失等がないよう適正な管理をもって取り扱い、本業務の完了後に本市に速やかに返却するものとする。
- (7) 本業務の成果品及び作業中における印刷物や書類等に関する一切の権利は、本市に帰属する。また、これらの成果品等の第三者への提供や内容の転載については、本市の承認を得ること。
- (8) 受注者は、体験館どんぶらで作業する場合においては、名札等によりその立場を明確にすること。
- (9) 設計にあたって既設建物の建築・電気・空調・給排水等の設備について改修が必

要な場合（照明器具の LED 化、トイレ改修、雨漏り補修、その他関連法規順守に必要な改修）にはその内容も含めること。

- (10) 本仕様書に定めのない事項、又はその内容について疑義が生じた場合は、その都度、本市と受注者で協議の上で決定するものとする。